

ドクターKANの 時代を生き抜く 提案 スキームの基礎固め

上 田 寛

<198> 2023年度税制改正大綱のポイント②

■資産課税のポイント

前号から、「2023年度税制改正大綱」のポイントを確認しています。前々年、前年の大綱は、新型コロナウイルス感染症への対応が中心となっていました。今回の大綱は、政権の基本政策を具体化した内容と考えられ、アフターコロナを前提とした改正項目が目につきます。大綱の冒頭に述べられている基本的な考え方は、資産所得を増加させるため「貯蓄から投資へ」を促し、マーケット、産業、人材への成長投資を一体的に強化して、「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出し、さらなる「公平で中立的な税制の実現」のための中長期的な税制の検討を掲げています。

前号は、基本的考え方とポイントを整理した上で、保険営業にとっても気になるNISA制度の改正点を確認いたしました。今号は、保険営業が相続・事業承継で提案の幅を広げる資産税関連について、財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」も参照しながら、触れてみたいと思います。

●資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

資産課税については、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等(案)として、以下の項目が挙げられています。

- 相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするほか、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しを行う。
- 暦年課税における相続前贈与の加算期間を7年に延長するほか、延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち一定額(100万円)については、相続財産に加算しないこととする見直しを行う。
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長する。

筆者プロフィール

上田 寛 (うへだ かん) ドリームムービー株式会社代表取締役社長

構想10年、映像を活用し、会社や個人の夢・目標実現、商談等でのニーズ喚起に革命を起こす「ドリームムービー」事業で注目。

【職 歴】AGFで営業、マーケティング、プルデンシャル生命でライフプランナー、日本最大級、生損保約40社を扱う大手代理店で営業企画部長、バイスプレジデント。保険営業の専門家に対し、個人、法人、相続・事業承継等の様々な商談にすばり活かせるノウハウを提供、ドクターKANと呼ばれる。ARや電子ブックと映像を融合させた営業、研修、採用向けツール等も大手企業に提供し好評を博す。

【執 筆】「中小企業経営者における生命保険の意義と課題」慶應義塾保険学会『保険研究』第60集。

【著 書】『最速で成功する脳の使い方 1日1分「脳内TV」で夢は叶う」(興陽館)。

【資格等】CFP®、生命保険大学課程(TLC)、損害保険特級、慶應義塾大学経済学部卒業、慶應義塾保険学会会員。

<https://www.dreammovie.co.jp/>

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっており、相続税がかからない方や相続税がかかる方であってもその多くの方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、若年層への資産移転が進みにくなっています。

他方、相続税がかかる方の中でも相続財産の多いごく一部の方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低いため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されます。

そのため、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていくよう、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築していく必要があると考えられてきました。

●相続時精算課税制度見直しの背景

相続時精算課税制度は、原則60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などに対して生前贈与をする際に選択できる贈与税の制度です。次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15(2003)年度に導入されており、早いもので約20年が経過しました。贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(限度額:2,500万円。前年以前にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額)を控除した後の金額に、一律20パーセントの税率を乗じて算出します。暦年課税との選択制で、相続時精算課税を選択すると、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられません。

わが国では、贈与税と相続税は別体系で、生前贈与の際、暦年贈与と相続時精算課税のどちらかを選

択することとなっていますが、相続時精算課税制度は、資産を移転する時期の選択に中立的な税制と考えられます。ところが、相続時精算課税制度の利用状況は、暦年贈与との申告件数では大きな差があり、利便性の向上が課題とされていました。資産移転の時期に、中立的な税制を実現するためには、贈与税と相続税の一体化が欠かせないといわれています。米・仏・独等では、贈与税と相続税の課税体系が統合されており、税負担が一定であるため、資産移転の時期の中立性が確保される制度が実施されています。米の遺産課税方式や、仏・独の遺産取得課税方式への移行のような大がかりな見直しは、中期的な検討課題になる(中里会長、第16回税制調査会議事録)とされ、今回の改正に至っています。

●相続時精算課税と暦年課税の改正

先にも述べた通り、相続時精算課税制度は、親や祖父母などが、子や孫などに対し、2,500万円まで無税で贈与することが可能で、資産移転の時期に中立的な税制と考えられていますが、以下のようなデメリットが指摘されており、それが、制度利用の促進を阻んで本来の目的に至っていないと考えられていました。

①相続発生時に相続時精算課税制度で贈与した財産を相続財産に加えて相続税を計算する必要があり、税金の支払いを、相続発生時まで先送りしているだけとも考えられる。

②一度、相続時精算課税を選択すると、その特定贈与者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

③小規模宅地等の特例(一定要件を満たすと相続税評価額を最大80%減額できる制度)が使えない。

今回の改正により、2024年1月1日以降の贈与により取得する財産について、暦年課税の基礎控除とは別枠で、110万円の基礎控除が追加されることとなります。また、相続時精算課税制度を利用した場合の基礎控除110万円について、相続時に持ち戻す必要がなくなります。さらに、相続時精算課税制度を選択すると、その贈与者からの贈与を受けた年は、贈与税申告をする必要がありましたが、110万円以下であれば、贈与税申告も不要となります。今回の改正で、納税者にとってメリットが増え、活用が促進されるのではないかと予想されます。

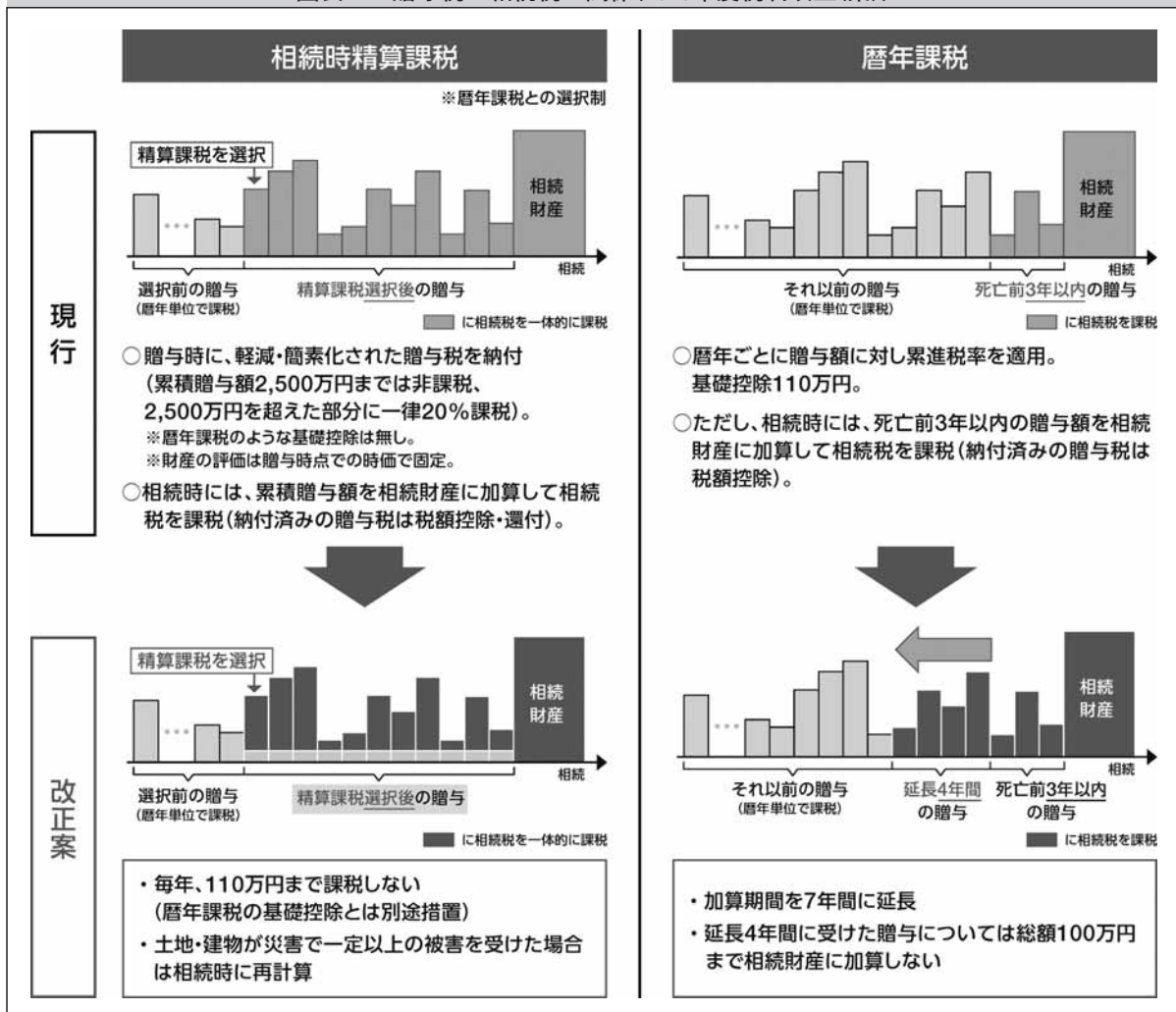
ところで、暦年贈与は、暦年(毎年1月1日から12月31日まで)の1年間の贈与額が、110万円以下であれば贈与税がかからない制度を利用した贈与方法ですが、暦年贈与を行った場合、贈与者の相続時において死亡日前3年間分の贈与については、持ち戻しの上、相続財産に加えて相続税を計算しなければならない「生前贈与加算」という仕組みがあります。これは、死期を察した後に、相続税の節税目的で駆け込みに行われる贈与を防止するために設けられており、改正後はこの3年という生前贈与加算の期間が7年に延長されることになります。延長された4～7年の4年間については100万円の控除額が設けられていますので、一定の配慮はなされていますが、暦年贈与の改正については、贈与財産が相続財産に、持ち戻して加算される期間が長くなっていますので、増税になる改正と見ることであり得ると思います。

贈与税(相続時精算課税制度、暦年課税)と相続税との関係について、現行と改正案は、図表1を参照ください。

今回の資産税の改正は、保険営業にとって、お客さまに大きなメリットを提供するチャンスになると感じています。制度を熟知し、さまざまなスキームを考えておきたいものですが、税制面の取り扱いには留意し、税理士等の専門家の指導を仰ぎながらタッグを組んで、相続・事業承継分野の幅を広げていきたいものです。

次回は、オフィスを区分所有する等の不動産小口化関連について確認したいと思います。

図表1 贈与税と相続税の関係(2023年度税制改正(案))



※出典：財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」令和5年2月

クローズアップ

金融庁

新ルール「最善利益義務」、保険業界にも適用

金商法改正案を提出

新ルール、保険や年金含む幅広い業界を網羅

＜金融庁提出法案の主なポイント＞

- ▽FD確保
 - 顧客の最善の利益を勘案して業務を遂行する義務を新たに規定（金融サービス提供法）
 - 顧客属性に応じた説明義務の法定化、情報提供のデジタル化解禁（金商法）
- ▽金融リテラシー向上
 - 資産形成支援の施策を総合推進する基本方針の策定（金融サービス提供法）
 - 国民の金融リテラシー向上に取り組む金融経済教育推進機構の創設（金融サービス提供法）
- ▽企業開示など
 - 四半期報告書の廃止（第1・第3四半期の開示は取引所規則に基づく短信に一本化。金商法）
 - ソーシャルレンディングを行う第二種金商業者の情報提供強化（金商法）
 - ブロックチェーン技術などを活用した不動産特定共同事業契約のセキュリティトークン（デジタル証券）への金商法適用（金商法）
 - インサイダー取引、開示書類の虚偽記載などの審判手続きデジタル化（金商法）

【計画的な「金商法」外プで取り扱うスコープアップで一時話題を集めたFD原則のルール移行については、既存の金商法の枠組みに新制度がどのように組み込まれるかが注目されていた。

しかし蓋を開けてみれば、新たなルールは金商法ではなく「金融サービス提供法」という別法律の改正案に盛り込まれている。21年に施行された金融サービス提供法は、保険と投信をワンストップ

保険代理店も対象になる見通し 特定保険契約に関係する 実務にも影響か

金融庁は3月14日、金融商品取引法や金融サービス提供法の改正法案を国会に提出した。「顧客本位の業務運営に関する原則」（FD原則）の一部ルール移行や、国民の金融リテラシー向上を後押しする新組織設立、企業の四半期開示制度の見直しなどが柱。FD原則のルール化については、法律で新たに規定するルールを課す対象に保険業界を含める建て付けとなっている。

【誠実公正義務を拡充】改正案では、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」が負う「顧客に対する誠実義務」の内容を拡充。「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実に業務を行う」という趣旨を踏まえ、その業務を遂行しなければならない」としている。

この「最善利益義務」が課される対象は保険業では金商業者を対象とし

【情報提供ルール強化】一部保険も対象か

一方、金商法の改正案では金商業者を対象とし

また、金融サービス提供法における最善利益義務の拡充に伴い、金商法では反対に、誠実公正義務の規定を削除する。誠実公正義務の内容が二つの法律でズレが生じることを避ける目的があるとみられる。

界の他、金商業者（証券会社など）、銀行、信託銀行、資金移動業者、貸金業者、企業年金など。保険業法で規定する保険業、保険募集を行う事業者も「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とされており、保険業界は代理店を含め幅広く対象になるとみられる。

このように、FD原則からルール移行される2項目のうち、最善利益義務は既存業法の枠を超え幅広く金融業界全体を対象とする金融サービス提供法に、情報開示の強化は金商法に盛り込まれることになる。ただし法案が原案通り可決されれば、金商法の行為規則の一部が準用される特定保険契約（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険など）に関する実務にも影響を与える可能性がある。

【新ルール、実務の影響は今も未知数】FD原則ルール化の方向性については、これまで、首相の諮問機関である金融審議会傘下の専門家会合「顧客本位タスクフォース」で議論が進められてきた。

このタスクフォースは、昨年11月に政府が正式公表した資産所得倍増プランの具体策を話し合

た場として位置付けられていた。政府が掲げる目標「資産所得倍増」達成のためには、金融に携わる幅広い業界、業態に対する国民の信頼感を向上させた上で、預貯金に滞留する資金を移動させる必要があるという議論が焦点化。FD原則の採択事業者が金融業界全体の一握りに限られることや、仕組みなど顧客ニーズに必ずしも適さない商品の販売過熱を問題視する意見が相次いだ。

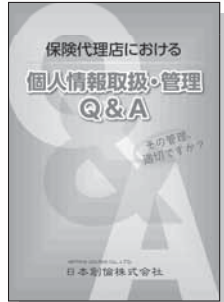
こうした議論の流れで、強制力はなく自主性を重んじる「プリンシプル」の代表格であるFD原則の一部を法令化する案が浮上。原則を構成する七つの項目のうち、顧客の最善の利益の追求と、顧客への情報提供の充実という二つの部分についてルール化する方向性が固まった経緯がある。

監査人だからこそ知っている、みんなが知らない大事なことが満載！

保険代理店における個人情報取扱・管理Q&A

日本創倫株式会社（山本秀樹／風間利也／田畑尊靖）編著

現職の監査人が完全編集、監査で指摘の多い項目が一目瞭然！巻末に帳票サンプル付



代理店の「監査」を請け負う専門会社である日本創倫株式会社が、これまで500社近い保険代理店の体制整備をサポートしてきたなかで、圧倒的に指摘する数が多く、また改善が進まない分野が「個人情報管理」に関する体制整備です。こうした監査現場の現状を憂慮して、この度、保険代理店の経営者の皆さまだけでなく、保険の仕事に携わる多くの人が個人情報の取扱いについて学ぶことのできる学習用テキストの冊子を発行することとなりました。

本書では、一般的な法律の遵守事項や禁止行為、言葉の定義を学ぶことだけに留まらず、実際の保険募集や営業事務の現場で日々起こっている疑問や困り事にまで範囲を広げました。また、テキストは現場でのヒアリングをイメージして、一問一答形式で作成し、疑問がその場で解決するような構成にしています。

保険に携わっているなるべく多くの人に読んでいただくことで、保険募集の現場が適正に個人情報を取扱い、それが保険加入者に安心感を与える体制整備と保険代理店の皆さまの発展の一助となることを祈念します。

A4判／112ページ

販売価格
1,595円(税込)
2020年9月発行

損保×生保クロスセル力を高める方法

損害保険アプローチからの生命保険クロスセル

～「アプローチ編」実践プログラム～

講師 株式会社ホロスプランニング 執行役員 渡邊 裕砥

5分でできる！ 損保更改からの生保アプローチ
損保契約者との更改面談
たった1つの工夫で生保見込みが10倍に！！



DVDビデオ 1枚
収録時間合計50分

販売価格
12,100円(税込)
2020年9月製作

損保 生保のクロスセルDVD3部作をリリース（2018年6月）した、株式会社ホロスプランニング 執行役員 渡邊裕砥氏による待望のクロスセルシリーズ4作品。

損保契約者から生保見込みを10倍に増やす方法として、明日の更改面談から即実践できる、クロスセルの【やり方：スキル】と【あり方：意識】の両面をギュッと凝縮しました！

- チャプター
 - ・「損保×生保のクロスセルの必要性」
 - ・「生命保険販売における損保代理店の優位性」
 - ・「損保更改の面談を活かした生命保険のアプローチのポイント」
 - ・「『しつてる』を『してる』にする行動習慣の書きき」
 - ・「お客様を生徒に変える機能説明のポイント」
 - ・「アポイントにつなげるブリッジトーク」

お申し込みは便利なホームページからどうぞ！

<https://www.shinnihon-ins.co.jp/>

シンニチ保険web 検索

右記QRコードでもアクセスできます。



FAX専用申込書

送料別

(年 月 日)

送信先 株式会社新日本保険新聞社

FAX 06-6225-0551

保険代理店における個人情報取扱・管理Q&A	9167	冊
DVD 損保×生保クロスセル力を高める方法	20614	個
損害保険アプローチからの生命保険クロスセル		

- 会社名
- 部支店名
- 課支社名
- 代理店名
- (〒)
- 送付先
- (自宅・会社)
- 担当者名
- TEL

新日本保険新聞社

新日本保険新聞社 出版物のご案内

令和

4

年度版

実務者必携

基礎から応用まで、最新の知識を網羅!!

保険税務のすべて

顧客の信頼を高め、活動効率を高める

生命保険活用の税務情報

好評発売中!



●B5判／1,720ページ

定価

6,160円

(消費税込、送料別)

2022年8月発行

本年度版の主な特長

第1章では、保険税務と周辺知識の最新情報を紹介しています。令和元年6月の法基通改正により注目され、販売件数も増加している養老保険の福利厚生プランについて、基本となる「普遍的加入」の考え方を裁判事例を参考に解説。また、改正が相次ぐ公的年金制度や企業年金、iDeCoなどの改正内容と活用について実務に役立つように、より具体的に解説しています。

生命保険関連の最新判決や国税不服審判所の裁判事例などを追加するなど、新たに収録・改訂した箇所を含め、250ページ以上にわたり加筆しています。

理解を深めるため、保険税務に係る取扱いの根拠となる通達や判例を各所に盛り込んでいます。

また保険税務に加え、法人税、相続税、所得税、地方税の令和4年度改正を織り込んだ最新の税制による一般税務の取扱いを紹介しています。

販売に役立つ情報が満載

相続(税)対策、事業承継・税軽減対策プランなど、生命保険活用に役立つヒントが随所に盛り込まれています。

税のプロからも高い評価

保険業界はもちろん、税務署などの国税関係者、税理士や公認会計士など業界外でも広く活用されています。

各章の主な内容と活用のポイント

第1章 保険税務と周辺知識の最新情報

養老保険の福利厚生プランについて、基本となる「普遍的加入」の考え方を裁判事例を参考に解説。また、超高齢社会到来により改正が相次ぐ公的年金制度や企業年金、iDeCo等の改正内容と活用法について解説しています。令和元年の法基通改正および令和3年の所基通改正についても加筆のうえ収録しています。

第2章 法人税

法人税の基礎から勉強したいという方のためにわかりやすく解説。令和4年度の主な税制改正点のほか、質問の多い項目について加筆し、随所に販売に役立つ最新の統計や資料も掲載しています。

第3章 企業向け商品とその税制

令和元年の法基通改正後も従来の取扱いが継続できたことになった既契約を中心に、保険料・配当から契約内容の変更・保険金受取りまでの経理処理について仕訳例を挙げて解説しています。

第4章 法人契約をめぐる難問・疑問集

法人契約の生命保険について、生命保険会社の担当窓口や当社に寄せられた質問に対する回答。販売第一線、契約法人が抱える難問・疑問を集め、その取扱いを解説しています。

第5章 相続法と相続・贈与税

40年ぶりの相続法(民法)等の大改正を踏まえ、生命保険とは切っても切れない関係の「相続」について分かりやすく解説。最新の統計データや資料もふんだんに掲載しています。

第6章 相続・贈与と保険税制

相続法の中で生命保険に関係する部分について設例をまじえて分かりやすく解説。難問・疑問にも答えています。相続・相続税関連のデータや、相続税額早見表、財産を守るために最低限必要な生命保険金となる「相続財産防衛額早見表」も掲載。

第7章 保険関連の相続税法基本通達と解説

生命保険に関する相続税法基本通達を掲載し、その解説を行っています。

第8章 生命保険料贈与の取り扱いと活用法

生命保険を活用した相続税対策として注目されている「保険料贈与」について、その内容から具体的な活用例や否認裁判事例による留意点を解説しています。昭和58年当時の国税庁の補足資料も収録しています。

第9章 所得税

所得税を基礎から勉強したいという方のために分かりやすく解説しています。令和4年度税制改正を盛り込んでいます。

第10章 所得税と保険税制

生命保険料控除、保険金課税など、お客様から質問の多い内容を項目ごとに整理。個人事業主に係る生命保険の取扱いもここに。

第11章 個人向け商品と税制

税の枠を超えた個人向け商品の共通処理事項をまとめています。調書関係や、所得税が非課税となる身体の傷害に基因する保険金・給付金についての解説もここに記載しています。

第12章 個人年金保険と税制

超高齢社会の到来により、質問が多くなっている個人年金保険の税務取扱いを解説しています。年金支給開始前後に受取人が死亡した場合の取扱いなども紹介。相続等保険年金の取扱いや計算例、法人契約の個人年金の取扱いについても解説しています。

第13章 地方税

地方税を基礎から勉強したいという方のために、令和4年度税制改正を盛り込み、分かりやすく解説しています。

第14章 損保商品の税務処理一覧

損害保険商品の主な税務処理を、一覧形式でまとめているほか、最新情報を掲載しています。

その他の内容

令和4年度税制改正については、織り込み済みです。第一線で関心の高い項目についての改訂を随所に織り込んでおり、参考資料、販促話法、生活と節税など、生命保険活用のためのニーズ喚起、お客様への情報提供のヒントとなる内容が盛りだくさんです。

お客様のお名前・ご住所などの情報は、商品のお届けや各種ご案内に限って使用させていただきます。ご本人様の承諾を得た場合を除き、第三者への提供、開示等は致しません。

(年 月 日)

FAX専用申込書

送料別

送信先

株新日本保険新聞社

FAX 06-6225-0551

令和4年度版 保険税務のすべて

344

冊

●会社名

●部支店名

●課支社名

●代理店名

(〒)

●送付先

●担当者名

●TEL

自宅送付 どちらかに。
会社送付 つけてください。

■申し込み方法

ホームページからお申し込みいただけます。

<https://www.shinnihon-ins.co.jp/>

シンニチ保険web

検索



右記QRコードでもアクセスできます。

FAXでのお申し込みは左のFAX送信票をご利用ください。

■代金払い込み方法

着荷後、同封の振替用紙をご利用のうえ、お払い込みください。

■申し込み先

〒550-0004 大阪市西区鞠本町1-5-15
電話 (06) 6225-0550(代表)
FAX (06) 6225-0551

新日本保険新聞社